

リユース目的での使用済電気電子機器の
輸出実態と適正リユースの確保
に係る課題について

リユース目的で輸出される使用済電気電子機器をめぐる近年の課題

- 循環型社会形成推進基本法では、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則として、リユース（再使用）可能なものはリユースされ、これが難しい循環資源にあってはリサイクルをされるべきとの考え方が示されている。
- 第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月閣議決定）においても、使用済み電気・電子機器を含む循環資源全般について、2R（リデュース、リユース）をリサイクルに優先して取り組むべき旨が掲げられている。
- 他方、使用済み電気・電子機器の輸出に関しては、リユース品の輸出がバーゼル条約及びその国内担保法であるバーゼル法・廃棄物処理法で規制対象に当たらないことなどから、リユースと偽装して法に違反する輸出が行われた事例も発生。また、シップバック事案も近年頻発。
- このため、適正なりユース品とリユースに適さないスクラップの区別を容易とすることが、使用済み電気・電子機器の適正リユースの促進及び不適正な輸出防止の観点から重要。

(参考) 不法取引として相手国から返送された 使用済電気電子機器の例

- 我が国からリユース目的で輸出されたが、香港からバーゼル条約上の「不法取引」として通報、強制返送された貨物
- 貨物の破損から守るための適切な梱包や積載が行われていないとして、中古利用目的の輸出と見なされず、廃棄物と見なされた。
- 壊れた中古品は、金属スクラップとして、部品回収、金属回収される恐れがある。



使用済み電気電子機器の輸出時における 中古品判断基準（平成26年4月通知）の概要

- 適正なリユース品とリユースに適さないスクラップ（廃掃法・バーゼル法の規制対象物となり得る）との違いを明確化し、リユース品を輸出しようとする者自らによるバーゼル法に基づく輸出承認を要しないことの確認・証明を容易にすることを目的に、環境省及び経済産業省が平成25年9月に策定。
- 輸出者による証明が原則⇒輸出者自身による証明を容易にするための基準を提示。（概要は下記5項目）位置づけはガイドライン。

<中古品であることの証明項目>

- ① 年式・外観（破損や傷・汚れ、年式等）
- ② 正常作動性（個々が正常に作動すること）
- ③ 梱包・積載状態
- ④ 中古取引の事実関係（契約書等取引の事実関係）
- ⑤ 中古市場（輸入国における確実なリユース）

※修理を伴うリユース目的での使用済み機器の輸出については、現行の中古品判断基準では取り扱っていない。一部の事業者においては、環境省が同基準の運用開始前に実施した調査の結果に基づき、関係省庁では一部事業者には修理不能品は返送する等の条件を付した上で輸出先での修理を前提とした輸出（以下「『代替手段』の運用による輸出」等と呼ぶ。）を認めている。

(参考) 偽装リユース品の輸出防止に係る国際的要請 ～バーゼル条約 E-wasteガイドライン～

※第1回本検討会資料3-1より

平成27年5月のバーゼル条約第12回締約国会議（COP12）では、「使用済電気電子機器とE-wasteのガイドライン（廃棄物該当性の識別）（E-wasteガイドライン）が、採択され、各国における活用が求められており、中古品基準の見直しについて検討が必要（下線部は我が国の中古品判断基準に上乘せ的内容）。

<p>直接再利用目的の輸出入の場合の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 輸出にインボイスと契約書の写しが伴うこと ② <u>使用済み機器が完全な機能を有することの検査結果の記録及び再使用が確実であることの輸出者等による宣誓書が伴うこと</u> ③ 輸出者等による関係するすべての国の法令等を遵守していることの宣誓が伴うこと ④ 各機器が輸送及び積卸しの際に損傷等から保護されるための十分な梱包と積載が行われていること
<p>故障した機器の修理を伴う再使用等のための輸出入の場合の要件</p>	<p><u>（直接再利用の場合の②、④の要件が満たされた上で）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>再使用又は故障解析が行われることが確実であること、修理等から生ずる有害廃棄物が適正に管理されること等を担保するため、輸出者及び修理施設の間で有効な契約書が締結されていること</u> ② <u>輸出者等による輸出から修理等を完了するまでの一連のプロセスに係る責任を明らかにするための宣誓がなされていること</u>
<p>COP13に向けて検討するとされた課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中古品として輸出される使用済み電気電子機器の残存寿命に係る条件 ✓ ブラウン管を内蔵した機器の輸出の是非 ✓ 途上国での修理における修理不能品や修理等から生ずる有害廃棄物の処理の取り扱いに係る条件（輸出国や第三国での処理等） 等

リユース目的での使用済電気電子機器の輸出実態

使用済電気電子機器のリユース品としての輸出実態について、事務局において関係団体からの聞き取り調査を実施。

団体	団体の概要	中古基準の活用	修理目的の輸出	会員事業者のリユース品輸出状況 (電気電子機器の輸出について)
A	電気・電子機器の製造事業者の関係団体	—	○	リユース目的の輸出はない。ただし、故障機器を修理・改修等のため海外の工場に輸出している場合がある。
B	主に企業から使用済パソコン等を買取、自らリユース・リサイクルを行う事業者の関係団体	○	×	パソコン・液晶モニター装置・複合機等のリユース情報機器を輸出。輸出前に、中古品判断基準及び団体として策定した「製品化基準」に基づき、いわゆる「完全動作品」を輸出。
C	個人・企業から使用済生活雑貨等を買取、リユースショップ等へ販売する事業者の関係団体	○	△ (輸出後判明した不良を修理)	使用済家電製品全般を輸出(生活雑貨と混載する場合が多い)。輸出前に、家電製品については中古品基準を踏まえ正常作動性検査等を実施。
D	リサイクルショップ等を経営し、主に個人からリユース品を買取、販売する事業者の関係団体	○	×	家具、生活雑貨等とともに、電動工具等を輸出。輸出前に、家電製品については中古品基準を踏まえ正常作動性検査等を実施。
E	収集業者から家電製品等を買取、輸出を行う事業者の関係団体	○ (正常作動性確認以外)	○	使用済家電製品全般を輸出。輸出先で修理を行う前提で、中古基準の正常作動性検査を実施せず輸出。「代替手段」として、輸出先での修理不能品の再輸入(引取り)して国内リサイクル。修理不能品を買い取らないよう買取マニュアルを整備。

※統計的な調査を実施したものではないため、各団体の会員事業者においても、上記と異なる事業者が含まれる可能性がある。

(参考) 修理を伴う輸出に係る環境省・有識者による現地調査 (H24, 25年度)

- ▶ 団体E参加企業(3社)の実施している修理を前提とした使用済電気電子機器の輸出に関しては、平成24~25年度に、環境省及び有識者により、輸出先における修理実態等についての調査を実施(フィリピン、カンボジア等)
- ▶ 故障品も含まれるため、輸出前の通電等の検査は実施されていないが、輸出者は、取引先から修理状況の報告を求め、修理不能品は返品を受け付け、国内でリサイクルする代替手段を実施(こうした方法を実施している事業者がいることについて、環境省から税関に共有されている。)
- ▶ 修理内容は、主にホコリの除去等だが、小規模な部品交換も行われている。
- ▶ 団体E参加企業による報告では、修理不能品発生率は、0.1%以下とされている。

■ 販売店の様子(フィリピン、平成24年度)



輸入業者の倉庫
(テレビ、冷蔵庫などが多数)

■ 検査・修理の様子(フィリピン、平成24年度)



輸入後の修理・調整

リユース事業者における中古品判断基準の 活用状況・主な意見(1)

【全般】

- 基本的に、輸出先が買い取らないような商品は仕入れないし、クレームの原因となるため、輸出の際も最大限のチェックを心がけている。
- 中古品判断基準はガイドラインではあるが、事前相談ではガイドラインに沿った確認を受ける。事前相談でバーゼル法等の規制対象外（非該当）と判断されるためには、多くの説明資料を要する。リユース品は新品と比べて相対的に単価が低いため、ガイドラインによって多くの管理業務が発生すると、リユース品の取扱いが経済的でなくなり、輸出が成り立たなくなる（国内処分せざるを得ないこともある）。

【正常作動性】

- 機器によっては、正常作動性検査として通電検査を実施することが容易でない場合がある。（他の機器に接続して使用するアンプ類等）
- 修理を伴う場合の輸出が一部で行われているが、中古品判断基準には明確な位置づけがなく、基本的には認められていないはずである。統一的な運用整理がなされておらず、一部の輸出事業者の間では不公平感が生じている。

リユース事業者における中古品判断基準の活用状況・主な意見(2)

【梱包・積載】

- 中古品判断基準の対象となる使用済電気電子機器は多種多様であり、機器によってはどのような梱包・積載状態が適切とみなせるのか、判断が難しい場合がある（例：個包装が必要なのか、液晶画面の保護だけでよいのではないかなど）
- 事前相談では、家電4品目の輸出は段ボールによる梱包以外は認められないと言われたことがあり、他の梱包材があっても使えない。
- 梱包・積載の必要性は、輸送中にコンテナが揺れても破損などが生じないことと理解。コンテナ内に隙間が生じないように詰め込めば、必ずしも梱包は必要ないのではないかなど。リユース品は新品と比べて相対的に単価が低いため、全ての家電類を丁寧に梱包したらリユース品の取扱いが経済的でなくなり、輸出が成り立たなくなる（国内処分せざるを得ないこともある）。

(参考) 輸出されるリユース品の積みつけの事例

【団体B会員企業】



【団体C会員企業】



(参考) 輸出されるリユース品の積みつけの事例

【団体D会員企業】



【団体E会員企業】



上段: 冷蔵庫
中段: ブラウン管テレビ
下段: 編み機

リユース事業者における中古品判断基準の活用状況・主な意見(3)

【中古取引の事実関係】・【中古市場の有無】

- 海外輸出を始める前に、担当者が現地に出向き、中古市場が存在することを確認している。
- 現地取引先の企業と現地のニーズについて随時情報交換を行っている。
- 可能な限り、現地視察を定期的に行っている。
- 中古品判断基準が運用されてから、現地の取引先企業と契約書を結び直し、部品取りやスクラップとしての販売は行わないことを規定した。
- 経験上、途上国をはじめとした海外との取引では、契約の締結がしっかりした強制力となるとは言いがたい。報告義務など、契約のとおりにならないのが実情。

海外での修理についての意見

【修理を行っていない団体】

- 輸出先での修理について、メーカーの関連会社やその訓練を受けていない主体が安全に行うことができるのか疑問。修理により生ずる有害廃棄物や修理されたリユース品で重大なトラブルが生じるなどし、日本のリユース品全体の評価を下げるのでは無いかと懸念。

【修理を行っている団体（リユース品輸出関係団体）】

- 取扱い数量が多いため、輸出前に全ての商品の検査をすればビジネスが成立しなくなる。このため、検査・修理は輸出後に取引先かその委託先において行うこととし、修理不能品があれば返送しているが、非常に低い割合。取引先からも、輸出前の検査や記録を残すという行為が求められていない。
- 修理前提で輸出はしていないが、何らかの事情で不良品が生じ、取引先との貨物の受け渡し時にこれが確認された場合は、動作不良のままでは買取りされないため、輸出者が支援しつつ、取引先が現地で修理してから販売している。修理できなかった事例はなく、技術者、部品なども確保されている。